

令和2年(フ)第1354号

決 定

東京都千代田区麹町二丁目12番地1 VORT半蔵門8階
債務者(破産者) 一般社団法人自転車安全利用促進協会
代表者代表理事 柳 保幸

主 文

債務者一般社団法人自転車安全利用促進協会について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。

よって、主文のとおり決定する。

なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都中央区築地2丁目3番4号 築地第一長岡ビル10
02号 内藤滋法律事務所
弁護士 内藤 滋
- 2 債権届出期間 令和2年4月3日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
会の各期日
令和2年7月6日午前10時
- 4 債権調査期日 令和2年7月6日午前10時

令和2年2月28日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 池 田 弥 生

これは正本である。

令和2年2月28日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 石 原 晶 美

